

各種証明書の発行可能な期間について

新潟県立村松高等学校

学校教育法施行規則第28条第2項では、指導要録の保存期間について、指導に関する記録は5年間、学籍に関する記録は20年間と定めています。

これにより、各種証明書の発行可能な期間は、下記のとおりとなります。

なお、発行できない旨を記載した証明書を交付することもできます。

記

| 証明書の種類 | 発行可能な期間 |
|-----------------------------|-------------|
| 卒業証明書 | 永年 |
| 単位修得証明書 | 卒業した年から20年間 |
| 成績証明書 調査書（進学） 調査書（就職） | 卒業した年から5年間 |